地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新	旧
第１条～第８条　（略）	第１条～第８条　（略）
第８条の２　非常勤の副理事長の給料月額は、第４条第１項第２号に定める額の 20 分の１に相当する額に月の勤務日数を乗じて得た額とする。 ２　非常勤の副理事長の通勤手当の額及び支給方法については職員の例による。ただし、理事長はこれにより支給することが適当でないと認めるときは、別に定めることができる。	（新規）
第９条～第 14 条　（略）	第９条～第 14 条　（略）
附　則 この規程は、平成 31 年４月１日から適用する。	